

問7 過量な内容の消費者契約に当たるかどうかの判断に際し、消費者の生活の状況についての当該消費者の認識によって結論が左右されることとなり得る事例はどのようなものですか。

(答)

1. 例えば、一人暮らしの消費者が、翌日に友人が10人遊びに来ると勘違いをして10人分の食材を購入したものの、実際に友人が遊びに来るのは1か月後であったという事例^(注)が挙げられます。

(注) このような場合、事業者は、翌日に友人が10人遊びに来るかどうかについて、通常は消費者の認識に基づき判断するしかないことから、仮に消費者の勘違いであったとしても、それを前提に判断することとしないと、取引の安全を害することとなります。

2. 消費者の生活の状況については、友人が遊びに来るという一時的な生活の状況も含まれますが、この事例においては、事業者が勧誘をする時点では、1か月後に友人が遊びに来るという生活の状況が、客観的には存在しています。

3. そして、消費者は、友人が遊びに来るという1か月後の客観的な生活の状況を翌日のものと認識して大量に食材を購入したものであることから、当該消費者の認識に照らせば、過量な内容の消費者契約には当たらないこととなり得る事例と考えられます。